

[事案 2021-92] 新契約無効請求

・令和4年6月6日 裁定打切り

<事案の概要>

募集人から誤説明を受けたことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成30年1月に契約した外貨建個人年金保険（契約①②）および外貨建変額終身保険（契約③）について、以下の理由により、契約を無効とし、既払込保険料を返還してほしい。また、説明義務違反があったため、不法行為にもとづく損害賠償をしてほしい。

- (1)募集時、募集人が各契約について、「ドルでの為替リスクを負わない」「円での元本は保証される」と説明をしたため、為替リスクを負担せず、元本が保証されるものと誤信した。
- (2)募集人は、LINE や直筆の文書などで、誤説明をしたことを認めており、これらの証拠は、信用性が高いものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、為替リスクがあることや、死亡給付金等が保険料円払込額の総額を下回ることがある旨が記載された意向確認書兼適合性確認書を読み上げて確認している。
- (2)申立人は、同書面にチェックや署名をしていること、パンフレットや契約締結前交付書面にも同様の記載があることなどから、募集人は、誤説明はしていないと考えられる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時および募集後の状況を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集時に、募集人に誤説明があったか否かについては、それぞれの主張内容および陳述内容が対立しており、提出された証拠および事情聴取の結果からは、この点を認定することができず、本件について適正な判断を行うためには、厳格な証拠調手続を備えている裁判手続によることが相当であると判断し、裁定手続を打ち切ることとした。